

## 第 2 1 号議案

芦屋市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市立公民館設置条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 2 2 年 2 月 2 3 日提出

芦屋市長 山 中 健

### 提案理由

公民館に新たに貸室及び附属設備を設け、使用料を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市立公民館設置条例の一部を改正する条例

芦屋市立公民館設置条例（昭和51年芦屋市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1 公民館施設使用料金表 番の欄を削り，同表219 音楽室の項の次に次のように加える。

219 音楽室控室	8	500	600	700
-----------	---	-----	-----	-----

別表第2（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

別表第2（第8条関係）

附属設備等使用料金表

種別	品名	単位	使用料金(円)	備考
映写	液晶プロジェクター	1台	3,000	スクリーンを含む。
	スライド映写機	1台	800	スクリーンを含む。
	オーバーヘッドプロジェクター	1台	800	スクリーンを含む。
	ビデオテープレコーダー・DVDプレーヤー	1台	800	モニターテレビを含む。
音響	マイクロホン	1本	800	
	ワイヤレスマイクロホン	1本	800	
	テープレコーダー	1台	800	CDデッキ等を含む。
音楽関係	ピアノ	1台	1,800	
	指揮台	1台	600	
	譜面台	1組	600	(1組15本)
美術 工芸関係	イーゼル	1組	800	画板付(1組15本)
	モデル台	1式	800	
	陶芸ガマ	1式	1,800	ガス代実費
	ロクロ	1組	800	電動
	スポットライト	1台	600	美術室
その他	ロッカー	1区分	900	1月単位
	スチール棚	1区分	1,200	

パーソナルコンピュータ	1台	300
-------------	----	-----

別表第2備考第1項及び第2項中「ロッカー」を「ロッカー」に改める。

## 附 則

( 施行期日等 )

- 1 この条例は、平成22年6月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の芦屋市立公民館設置条例の規定による使用料は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

## 参 照

### 芦屋市立公民館設置条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

公民館に新たに貸室及び附属設備を設け、使用料を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

##### (1) 貸室等の整備（別表第1及び別表第2関係）

ア 新たに219音楽室控室を設け、使用料を次のとおり定める。

収容人員又は広さ	施設使用料金		
	朝 午前9時～正午	昼 午後1時～午後5時	夜 午後6時～午後9時30分
8人	500円	600円	700円

イ 附属設備としてパーソナルコンピュータを設置し、使用料を1台300円と定める。

##### (2) その他附属設備に係る規定の整理

#### 3 施行期日等

(1) 平成22年6月1日

(2) 改正後の条例の規定による使用料は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。